

2026年2月12日

京都カグヤライズ 御中

## 制裁決定書

一般社団法人 T リーグ  
理事長 坂井 一也

一般社団法人 T リーグ 理事長 坂井一也は、裁定委員会の報告書を踏まえ、京都カグヤライズに対し、下記のとおり制裁を決定する。

記

### 1 対象事案

京都カグヤライズは、2025年12月20日（バルドラール浦安）に開催された「日本生命レッドエルフ vs 京都カグヤライズ」戦において、本来招聘予定であった選手と異なる選手をシステム上に登録し、そのままホームページに掲載されたところ、そのことに気づき、T リーグ側にメンバー変更を求めた。T リーグ側が変更を認めたこともあり、結果的には、メンバー登録の遅延が発生してしまった事案である。

### 2 制裁内容

京都カグヤライズに対し、以下の制裁を科す。

1 金 10 万円の制裁金

### 3 制裁の理由

#### (1) 制裁規程該当性

対象事案について、京都カグヤライズが本来招聘予定であった選手と異なる選手をシステム上に登録してしまったため、そのままでは、T リーグ競技規則第 6 条第 2 項に規定する出場選手要件（各チームは、1 つのチームマッチに 4 名以上の選手を出場させなければならない。）を充たさなかったところ、本件発覚後、京都カグヤライズが、本来招聘予定であった選手のメンバーの登録の追加 変更を申し出たため、T リーグ側が了承し、試合自体は有効に成立した。ただし、本来招聘予定であった選手と異なる選手をシステム上に登録したこと及び結果として、その後、変更がなされたことは、2025-2026 シーズン競技レギュレーションに定められるメンバー登録の規則には違反し、登録が遅延された状況には該当する。

## (2) 制裁内容の検討

- ア Tリーグ競技規則における出場選手要件や 2025-2026 シーズン競技レギュレーションの選手登録に関する規定は、「世界一の卓球リーグを実現する」という Tリーグの理念の下、最高水準の質の試合の提供を可及的に確保するために Tリーグ規約及び諸規程が規定されたり、またそれらを補完するためにシーズン毎に設けられるものである。
- イ 対象事案について、京都カグヤライズは、選手登録という、基本的な規定に違反している。また、対象事案については、登録ミスというチームの管理能力に起因しており、チーム管理とその認識の甘さから招いた事態といえ、本件では、直前に出場予定選手が怪我をしてしまった等のやむを得ない事由も確認できない。さらに、本件は、結果として、Tリーグ側が、本来認めないメンバー登録変更を承諾せざるを得ないというイレギュラーな対応をすることになってしまった点も考慮すると、それその違反の程度は重いと言わざるを得ない。もっとも、本件において、京都カグヤライズは、試合においては、4名の選手を確保した上で臨んではおり、本件違反は、京都カグヤライズの代表個人の登録についての（次週の出場選手を誤って登録してしまったという）入力ミスに起因するものであるから、その点について、基本的な注意を欠いているとは言わざるを得ないが、故意に基づく悪質な事情は存在しない。また、京都カグヤライズは、今後、同様の違反をしないことを誓約し、再発防止策として、ダブルチェック、チェックリストの作成、登録作業を代表に集中させないといった具体的な防止策も約束している。

## (3) 結論

以上を勘案し、第 2 項記載の制裁を科す。

## 4 審議経過

2025 年 12 月 17 日 対象事案発生

2026 年 1 月 16 日、1 月 23 日 裁定委員会開催

2026 年 2 月 3 日 2026 年 2 月 3 日付裁定委員会報告書 (TL26 (裁) 第 1 号) 受領

## 5 適用条項

- ・「Tリーグ規約」 第 6 条 2 号、第 111 条
- ・「制裁規程」 第 1 条第 1 項、第 2 条第 1 項 (2) 号

## 5 添付資料

Tリーグ裁定委員会報告書（TL26（裁）第1号）

### 【参考】

「Tリーグ規約」

#### 第6条

理事長は、Tリーグの運営に関する次の権限を行使する。

(1) Tリーグ全体の利益を確保するためのTリーグ所属の団体及び個人に対する指導

(2) Tリーグ所属の団体及び個人の紛争解決及び制裁に関する最終決定

(以下略)

#### 第111条

TリーグチームまたはTリーグチームに所属する個人（選手、監督、コーチ、役員その他の関係者を含む。以下同じ）が、本規約または本規約に付随する諸規程に違反したときの制裁については、「制裁規程」において定める。

「制裁規程」

#### 第1条第1項

チアマンは、TリーグチームまたはTリーグチームに所属する個人（選手、監督、コーチ、役員その他の関係者を含む。以下同じ）が、本規約または本規約に付随する諸規程に違反したときは、違反の内容及び程度に応じて、次条に規定する制裁を科すことができる。

#### 第2条（制裁の種類）

1 Tリーグチームに対する制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。

(1) けん責 始末書をとり、将来を戒める。

(2) 制裁金 1件につき、5,000万円以下の制裁金を科す

(以下略)

以上